

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、和歌山市二番丁3に所在する「和歌山地方合同庁舎」内で福利厚生施設の設置、営業を希望する者を次のとおり募集する。

1. 公募内容に関する事項

- (1) 件 名
和歌山地方合同庁舎売店及び飲料の自動販売機の設置、運営事業者の募集
- (2) 概 要
和歌山地方合同庁舎内に、売店及び飲料の自動販売機を設置、運営する者を募集
- (3) 有償使用許可を行う施設
和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎 1階（売店及び飲料の自動販売機）
同 5階（飲料の自動販売機）
- (4) 募集事業者数
1事業者
- (5) 使用許可期間
許可日から1年とする。ただし、必要に応じ5年を超えない範囲で期間の更新を行うことができる。
- (6) 許可事業者の選定方法
応募者による和歌山地方合同庁舎の施設等使用料の競争入札
- (7) 入札書の提出期限
平成29年10月2日（月）17時必着
- (8) 入札書の提出場所
〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎（6階） 近畿財務局 和歌山財務事務所 総務課 経理係
- (9) 提出方法
持参

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の各号に定める内容を全て満たす事業者が参加できるものとする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条（昭和22年勅令第165号）の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）及び役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が直近5年以内に法令違反により刑事罰を受ける等の社会的信用失墜行為がないこと。
- (7) 法人等の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び（8）から（11）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (13) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に所属する者ではないこと。
- (14) 申請時から過去3年以内に保健所から衛生管理面での指摘等を受けていない者、また、指摘事項等があった場合には、適正な措置が講じられていること。

- (15) 希望業種で3年以上の営業実績を有しており、良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (16) フランチャイズ方式を採用する場合、フランチャイザーが希望業種で3年以上の営業実績を有し、フランチャイジーに良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力があること。
- (17) 営業開始日までに食品衛生法に基づく食品営業許可等、営業を行うために必要な関係法令上の諸手続きを終えることができること。

3. 公募事項等説明および応募要領等貸与の期間、場所

- (1) 期 間 平成29年9月12日(火)～平成29年9月25日(月)(土、日、祝日を除く)
9時～17時(12時～13時の間を除く)
- (2) 場 所 〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎(6階)
近畿財務局 和歌山財務事務所 総務課 経理係
- (3) 応募要領等貸与の方法
近畿財務局ホームページに掲載する「誓約書(その1)」に必要事項を記入のうえ、当該誓約書を上記場所に提出すること。

4. 応募申込書等の提出

- (1) 受付期間 平成29年9月12日(火)～平成29年9月25日(月)(土、日、祝日を除く)
9時～17時(12時～13時の間を除く)
- (2) 提出場所 〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎(6階)
近畿財務局 和歌山財務事務所 総務課 経理係
- (3) 提出方法 持参

5. 入札の無効

本公告に示した応募参加資格のない者のした入札、応募申込書又は提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6. 入札書の記載金額について

許可事業者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

7. 照会先

〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎(6階)
近畿財務局 和歌山財務事務所 総務課 経理係
電話 073-422-6141

平成29年9月12日

和歌山地方合同庁舎 管理庁
近畿財務局 和歌山財務事務所長 三好 雅幸

募集要領及び仕様書等の貸与を希望する者は、この書類に必要事項を記入のうえ、当該誓約書を、募集要領の交付場所に提出すること。

平成 年 月 日

誓 約 書 (その1)

和歌山地方合同庁舎 管理庁
近畿財務局 和歌山財務事務所長 殿

住 所
氏名又は会社名
代表者氏名
(担当者氏名・連絡先)

印

下記公募に関する募集要領及び仕様書等の貸与を希望します。
なお、当社は、下記公募に係る入札参加あるいは国有財産使用許可に関連して以下の事項を誓約します。

1. 近畿財務局和歌山財務事務所(以下「当局」という。)から貸与された募集要領等(電子データを含む。以下「貸与物」という。)により知り得た一切の秘密情報について、当社・協力企業・下請企業及び各企業の社員等を含め、その秘密性を守り、本件入札参加及び本件国有財産使用許可以外の目的で使用しないこと。
2. 貸与物は開 札 日までに当局に返却すること。
3. 本誓約書に違反し、当局又は国に損害を与えた場合、当社が損害賠償の責を負うこと。
4. 本誓約書に違反し、当局が競争参加資格停止等の措置に係る調査を実施するときは協力すること。

記

公募件名 : 和歌山地方合同庁舎売店及び飲料の自動販売機の設置、運営事業者の募集

以 上